

# 熊谷市内で住所を異動したときの手続

熊谷市内で転居したときの主な手続のチェックリストです。

分類	種類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
総合窓口	転居届 <b>転居日から14日以内</b>	必ず窓口での手続が必要 (本人又は同一世帯員、代理人)	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> (代理人の場合は) 委任状 <input type="checkbox"/> 個人番号カード  ※外国籍の方は在留カード又は特別永住者証明書が必要です。	本庁舎1階 市民課 (内線229・269) 各行政センター
	印鑑登録	印鑑登録をしている方	※引き続き同じ印鑑登録証が使用できます。	
国民健康保険	国民健康保険 <b>転居日から14日以内</b>	国民健康保険に加入している方	<input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(個人番号カード等) <input type="checkbox"/> (代理人の場合は) 委任状  ※転居届と併せて手続できます。	本庁舎1階 保険年金課 (内線279・248・379) 各行政センター
後期高齢者医療	後期高齢者医療 <b>転居日から14日以内</b>	後期高齢者医療に加入している方	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(個人番号カード等) <input type="checkbox"/> (代理人の場合は) 委任状  ※転居届と併せて手続できます。	本庁舎1階 保険年金課 (内線278・302) 各行政センター
国民年金	国民年金(加入者)	国民年金第1号被保険者 任意加入被保険者	住民異動手続をすると年金登録住所も連動して変わりますので、原則手続不要です。ただし、届出が必要な場合もありますので、詳しくは熊谷年金事務所へお問合せください。	本庁舎1階 保険年金課 (内線277) 各行政センター 熊谷年金事務所 (Tel.522-5012)
	国民年金(受給者)	国民年金を受給している方		
赤ちゃん・こども	児童手当	児童手当を受給している方	世帯全員が転居し、児童手当受給者の養育状況に変更がない場合は、手続不要です。  ※転居により、世帯構成が変更になる場合など、別途書類が必要となる場合があります。 上記以外の場合は、右記へお問合せください。 ※受給者が公務員の場合は、勤務先へお問合せください。	本庁舎4階 こども政策課 (内線289・292・372・523) 各行政センター
	児童扶養手当	児童扶養手当を受給している方	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類  ※転居により、世帯構成が変更になる場合など、別途書類が必要となる場合がありますので、右記へお問合せください。	

## 熊谷市内で住所を異動したときの手続

熊谷市内で転居したときの主な手続のチェックリストです。

分類	種類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
赤ちゃん・子ども	こども医療費	こども医療費を受給している方	【世帯全員が転居する場合】 <input type="checkbox"/> 受給資格証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類  ※受給者本人以外の転居であっても、世帯構成が変更になる際には、別途書類が必要となる場合がありますので、右記までお問合せください。	本庁舎4階 こども政策課 (内線289・292・372・523) 各行政センター
	遺児手当	遺児手当を受給している方  父もしくは母又は父母をともに亡くされている18歳年度末までのこどもを養育している方	右記へお問合せください。	
	ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等医療費を受給している方	<input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類  ※オンラインでお手続きいただいた場合でも必ず右記窓口で手続きが必要です。 ※受給者本人以外の転居であっても、世帯構成が変更になる際には、別途書類が必要となる場合がありますので、右記へお問合せください。	
	保育所、認定こども園等 児童クラブ	施設に入所(入室)中の方、又は入所(入室)希望の方	右記へお問合せください。	本庁舎4階 保育課 (保育：内線433・570 学童：内線296)
	私立幼稚園 認可外保育施設等	施設に入所(入室)中の方、又は入所(入室)希望の方	幼児教育・保育の無償化(子育てのための施設等利用給付)の認定を受けている(又は申請中)の方は、右記へお問合せください。	本庁舎4階 保育課 (内線433・570)
	養育医療	養育医療の給付を受けている方	<input type="checkbox"/> 養育医療券 <input type="checkbox"/> 印鑑	熊谷市保健センター 地域保健課 (Tel. 048-525-2722)
	育英資金 入学準備金	現在、貸付を受けている方、返済をしている方又はその保証人で、住所等が変更になった方	右記へお問合せください。	本庁舎6階 教育総務課 (内線382)
	就学援助費	就学援助費を受給している方		
小学校・中学校の 転校	転居により、学校が変更になる方	転居届の際に市民課窓口で転入学通知を発行します。転入学通知を転校先の学校へ提出してください。引き続き、転居前の学校へ通学を希望する場合は、右記へお問合せください。	本庁舎6階 学校教育課 (内線385)	

# 熊谷市内で住所を異動したときの手續

熊谷市内で転居したときの主な手續のチェックリストです。

分類	種類	手續が必要な方	手續に必要なもの等	担当窓口
高齢者	介護保険	介護保険被保険者証の交付を受けている方	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 各種減額証（お持ちの方のみ）	本庁舎1階 長寿いきがい課 （内線217・451） 各行政センター
	あんしんコール	左記のサービスを利用している方	右記へお問合せください。	本庁舎1階 長寿いきがい課 （内線272・280・290） 各行政センター
	徘徊高齢者探索サービス	左記のサービスを利用している方		
	在宅ねたきり老人等介護者手当	左記の手当を受給している方、又はねたきりご本人		
	その他高齢者福祉サービス	高齢者福祉サービスを利用している方、又は利用したい方		
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳の交付を受けている方	<input type="checkbox"/> 該当する手帳 <input type="checkbox"/> 個人番号が確認できる個人番号カード等		
障害者	障害福祉サービス	障害福祉サービスを利用している方、又は利用したい方	右記へお問合せください。	本庁舎1階 障害福祉課 （内線489・530）
	重度心身障害者医療	重度心身障害者医療費（障害者医療）の支給を受けている方  ※その他障害者関係の助成制度を受けている方は、右記へお問合せください。	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給者証	本庁舎1階 障害福祉課 （内線287・291） 各行政センター
	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当の交付を受けている方  ※扶養義務者の同居関係変動等により、別途書類が必要になる場合があります。  ※その他障害者関係の手当を受けている方は、右記へお問合せください。	<input type="checkbox"/> 個人番号が確認できる個人番号カード等 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	

**転居日から14日以内**

## 熊谷市内で住所を異動したときの手續

熊谷市内で転居したときの主な手續のチェックリストです。

分類	種類	手續が必要な方	手續に必要なもの等	担当窓口
その他	飼い犬の登録変更	犬を飼われている方	飼い主の変更、飼い主の住所の変更、飼い犬の所在地の変更があった場合には届出が必要となります。詳しくは右記へお問合せください。	江南庁舎2階 環境推進課 (Tel.536-1565) 妻沼行政センター地域振興係
	農業集落排水施設	農業集落排水施設を使用していた方、又は転居先で新たに農業集落排水施設を使用する方	右記へお問合せください。	水道庁舎1階 経営課 (Tel.520-4132)
	公共下水道	公共下水道を使用していた(する)方で、井戸水等の水を使用していた(する)方	右記へお問合せください。	水道庁舎1階 経営課 (Tel.520-4132)
	水道	今後水道を使用しない方、又は転居先で新たに水道を使用する方	右記へお問合せください。	水道庁舎1階 経営課 (Tel.520-4132)
	浄化槽	今後浄化槽を使用しない方、又は転居先で新たに浄化槽を使用する方	右記へお問合せください。	江南庁舎2階 環境推進課 (Tel.536-1570) 妻沼行政センター地域振興係

※各週月曜日、連休明け、3月下旬から4月上旬は、窓口が大変混雑いたします。諸手續に相当時間がかかる場合もありますので御了承ください。

※熊谷市役所 Tel.048-524-1111(代) 大里行政センター Tel.0493-39-0311(代)  
妻沼行政センター Tel.048-588-1321(代) 江南行政センター Tel.048-536-1521(代)